

令和3年度 地域・農地の出し手への支援

1 機構集積協力金の概要

対象は農業振興地域内の農地に限ります！

(1) 地域集積協力金(担い手への集積・集約化を図る「地域」へ支援)

令和3年度事業から、①集積タイプと②集約化タイプの同一年度での重複交付が可能となります。

①集積タイプ

交付要件

実質化した「人・農地プラン」の策定地域で、交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で、申請時の当該割合を5%以上に緩和(この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要あり)。対象期間(令和3年3月から令和4年2月末)までに、出し手から機構に貸し付けられた農地であること(1a未満切捨)。

交付対象面積・単価

対象期間内の貸付面積(「再貸付面積」及び「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率※		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a 以内
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a 以内
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a 以内
区分4		50%超	2.8万円/10a 以内

※機構の活用率

$$\left[\frac{\text{当年度の機構への貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (前年度までの貸付面積を除く)}} \right]$$

注1 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注2 機構への貸付期間が6年未満は交付対象外であるが、機構の活用率には算入可。

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の「20%超」を「10%超」とする。

②集約化タイプ

交付要件

以下のいずれかの要件を翌々年度までに満たす必要があります。

- ①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地域及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が20%以上増加すること。
- ②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の場合、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

交付対象面積・単価

対象期間内の貸付面積(原則、「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a 以内
区分2	70%超	1.0万円/10a 以内

※機構の活用率(累積)

$$\left[\frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}} \right]$$

(2) 経営転換協力金(出し手農家個人へ支援)

交付要件

全ての自作地(10a未満の自作地を除く)、または廃止する農業部門(例:土地利用型作物、露地野菜等)の作物を栽培する自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること。(注:自己都合で解約した場合は補助金返還の場合あり)

令和3年1月から令和3年12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

交付単価

交付対象者	交付単価	
	令和元～3年度	令和4～5年度
リタイアする農業者 経営転換する農業者 農地の相続人	1.5万円/10a 以内 (上限50万円/戸)	1.0万円/10a 以内 (上限25万円/戸)

※令和3年度は、令和3年12月末までに要件を満たし申請のあった場合に限る。

※令和4～5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。